

# 若松税理士事務所通信

平成 30 年 8 月号 No.69

## <ごあいさつ>

今年は、記録的な大雨に、猛暑と、過酷な夏となっております。まだまだ暑い日が続きますので、熱中症はもちろん、夏バテ、夏風邪や体調管理に気を付けて、夏を乗り切りましょう。皆様、お体ご自愛下さいませ。

## <災害等への義援金について>

国税庁のHPに、災害関連情報として、『義援金に関する税務上の取り扱いFAQ』が公表されています。

なお、主な内容は次のとおりです。

- ① 被災地の地方自治体に設置された災害対策本部等に対して義援金を支払った場合
- ② 日本赤十字社等に対して義援金を支払った場合  
個人…『特定寄附金』に該当し、寄附金控除の対象  
法人…『国等に対する寄附金』に該当し、その全額が損金の額に算入（一部例外あり）
- ③ 被災地域の救援活動等を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合  
個人…『認定NPO法人等に対する寄附金』として支払った義援金は、寄附金控除（所得控除）又は寄附金特別控除（税額控除）の対象（選択適用）  
法人…『認定NPO法人等に対する寄附金』として支払った義援金は、『特定公益増進法人に対する寄附金』に含めて損金算入限度額を計算し（特別損金算入限度額）、その範囲内で損金の額に算入
- ④ 募金団体を通じた義援金

募金を取りまとめる団体（募金団体）が個人・法人から義援金を預かる場合、その義援金が最終的に地方公共団体に拠出されるものであれば、募金団体に対して義援金を支払った個人は『特定寄附金』、法人は『国等に対する寄附金』として取り扱われます。

### ⑤ 被災された取引先に対する寄附

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金の額に算入

### ⑥ 法人が自社製品を被災者に提供した場合

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金

又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入

### ⑦ 寄附したことを証する書類

災害対策本部が発行する受領証、募金団体の預り証、銀行振込・郵便振替で支払った場合の振込票・受領証（その振込口座が義援金の受付専用口座に限ります。）  
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

## <8月・9月の税金・労務関係>

- ① 6月決算の確定申告・12月決算の中間申告
- ② 個人事業税の納付・・・8月末日
- ③ 個人事業者の消費税等の中間申告・・・8月末日
- ④ 個人市県民税の納付（第2期分）・・・8月末日

## <若松家の出来事>

現在、長男（年長）、次男（年中）、長女（1才）の3児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、海に、プールに、水鉄砲大会に、夏祭りに、花火大会にと、夏ならではの遊びをしてきました。

長男が浮輪なしでイルカのように泳げるようになったのは驚きました。なお、長女はアンパンマンの浮輪に気持ちよさそうに浮かんでおりました。

夏休みもまだまだ続きますので、花火など色々な遊びをして、たくさん思い出をつくりたいと思います。

ちなみに、妻の方は、夏休みに入ってから毎日子供達が家にいるため、いつも以上に奮闘しております。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂いただければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市南部町2-7-2F

(弁護士法人ラグーン本店2階)

電話：083-234-1448

FAX：083-234-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

